

法人道民税の課税・非課税判定票
記載の手引

判定票の用途等

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が、地方税法施行令第7条の4ただし書きの規定により法人道民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定するために作成していただくものですので、確定申告書を提出する際に、下記の添付書類とともに提出してください。

添付する書類

- (1)決算書の写し
- (2)法人税申告書別表一の写し
- (3)法人税別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の写し
(※ 修正申告の場合も添付してください。)
- (4)法人税別表十四(二)「寄附金の損金算入に関する明細書」の写し

≪ 判定票記載方法 ≫

1. 各欄に該当する金額を記載し、判定してください。
「非課税」判定の場合は、法人税割・均等割が非課税になります。
「課税」判定の場合は、法人税割・均等割及び事業税が課税になります。
2. ④欄には、道民税及び市町村民税の還付金額は含めないでください。
3. ⑤から⑦欄までの金額には、③及び④欄を除く当該事業年度中に収入した金額で、法人税の所得の計算上益金不算入とされた金額(法人税別表四で減算した金額)を記載してください。
なお、法人税別表四で減算した金額のうち、損金に算入した次の金額は含めないでください。
 - (1) 減価償却超過額の当期認容額【法人税別表四の12欄】
 - (2) 納税充当金から支出した事業税等の金額【法人税別表四の13欄】
4. ⑩から⑭欄までの金額には、⑨から⑪欄までを除く当該年度中に支出した金額で、法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額(法人税別表四で加算した金額)を記載してください。
なお、法人税法別表で加算した金額のうち、益金に算入した次の金額は含めないでください。
 - (1) 損金経理をした道府県民税及び市町村民税【法人税別表四の3欄】
 - (2) 損金経理をした納税充当金【法人税別表四の4欄】のうち道民税及び市町村民税に充てた額
 - (3) 減価償却の償却超過額【法人税別表四の6欄】
 - (4) その他各種引当金、準備金等